

健感発0331第1号
令和2年3月31日

各
〔都道府県〕
〔保健所設置市〕
〔特別区〕
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発0308001号）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県に届け出る基準」について、別添のとおり改正し、令和2年4月1日から適用することといたしました。

今回の改正の内容等は下記のとおりですので、貴職におかれましては、内容を御了知の上、関係機関等へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、関係機関等へ周知いただく際には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の徹底についても、併せて周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の内容

流行性角結膜炎の届出基準の項目にアデノウイルス抗原の検出を追加すること
その他所要の改正を行う。

2 適用期日

令和2年4月1日